

ニュース③ 被災者の住宅再建にかかる支援制度のお知らせ

住宅再建に係る支援制度について、お知らせします。
 再建方法により利用できる制度が異なります。申請漏れのないよう確認をお願いします。
 ご不明な点は、被災者支援室までお問い合わせください。

支援制度	再建方法	土地区画 整理事業	防集	がけ近 (※1)	自力 再建	公営 住宅	賃貸 住宅	補修	申請期限	担当課
被災者 生活再建支援金 (加算支援金)	被災時 1人世帯	150万円	150万円	150万円	150万円	-	37.5万円	75万円	H31.4.10 (※2)	被災者支援室
	被災時 2人以上世帯	200万円	200万円	200万円	200万円	-	50万円	100万円		
被災者 住宅再建支援 事業費補助金	被災時 1人世帯	150万円	150万円	150万円	150万円	-	-	-	H33.3.31	被災者支援室
	被災時 2人以上世帯	200万円	200万円	200万円	200万円	-	-	-		
復興住宅 新築等支援 事業補助金	バリアフリー 対応住宅	(最大) 90万円	(最大) 90万円	(最大) 90万円	(最大) 90万円	-	-	-	H33.3.31	被災者支援室
	県産材 使用住宅	(最大) 40万円	(最大) 40万円	(最大) 40万円	(最大) 40万円	-	-	-		
地域材利用促進 事業費補助金	気仙産材 使用住宅	(最大) 50万円	(最大) 50万円	(最大) 50万円	(最大) 50万円	-	-	-	-	農林課
岩手県被災家屋等 太陽光発電導入費補助金		(最大) 19.9万円	(最大) 19.9万円	(最大) 19.9万円	(最大) 19.9万円	-	-	(最大) 19.9万円	H31.3.8 (※2)	岩手県環境 生活企画室
新エネルギー設備導入促進事業 (太陽光、木質バイオマス等)		(最大) 10万円 (商品券)	(最大) 10万円 (商品券)	(最大) 10万円 (商品券)	(最大) 10万円 (商品券)	-	-	(最大) 10万円 (商品券)	H32.3.31 (※2)	地域福祉課
住宅再建 敷地造成支援事業補助金		-	-	(最大) 50万円	(最大) 50万円	-	-	-	H33.3.31	被災者支援室
住宅再建等 水道工事費補助金		-	-	(最大) 200万円	(最大) 200万円	-	-	-	H33.3.31	被災者支援室
住宅再建 道路工事費補助金		-	-	(最大) 300万円	(最大) 300万円	-	-	-	H33.3.31	建設課
浄化槽設置 整備事業補助金 (下水道区域外)	5人槽	-	53.2万円	53.2万円	53.2万円	-	-	53.2万円	H33.3.31	都市計画課
	7人槽	-	68.1万円	68.1万円	68.1万円	-	-	68.1万円		
	10人槽	-	88.8万円	88.8万円	88.8万円	-	-	88.8万円		
住宅再建等排水設備設置 工事支援金(下水道区域内)		4万円	4万円	4万円	4万円	-	-	4万円	H33.3.31	建設課
被災宅地復旧工事費補助金 (工事費の1/2以内)		-	-	-	(最大) 200万円	-	-	(最大) 200万円	H33.3.31	被災者支援室
被災住宅 補修等工事費 補助金 (工事費の 1/2以内)	半壊	-	-	-	-	-	-	(最大) 52万円	H33.3.31	被災者支援室
	一部損壊	-	-	-	-	-	-	(最大) 30万円		
	耐震改修	-	-	-	-	-	-	(最大) 60万円		
	バリアフリー 改修	-	-	-	-	-	-	(最大) 60万円		
	県産材 使用改修	-	-	-	-	-	-	(最大) 20万円		
住まいる リフォーム 支援事業	自己負担額 50万以上の補修 工事費の1/5以内	-	-	-	-	-	-	(最大) 30万円 (商品券)	H33.3.31	建設課
住まいる復興給付金 (※3)		(最大) 89.7万円	(最大) 89.7万円	(最大) 89.7万円	(最大) 89.7万円	-	-	り災状況等 に応じて	H34.12.31	住まいる復興 給付金事務局
利子補給	建物	(最大) 250万円	(最大) 457万円	(最大) 457万円	(最大) 250万円	-	-	当初 5年分	がけ近 H31.3.31 (※1)	被災者支援室
	土地	-	(最大) 206万円	(最大) 206万円	-	-	-	-		
	造成	-	(最大) 59.7万円	(最大) 59.7万円	-	-	-	-		
	既往 (被災住宅のローン)	(最大) 5年分	(最大) 5年分	(最大) 5年分	(最大) 5年分	-	-	-		
住宅移転支援事業補助金		(一律) 10万円 (市内)	(最大) 80.2万円 (※4)	(最大) 80.2万円 (※4)	(一律) 10万円 (市内)	(一律) 10万円 (市内)	(一律) 10万円 (市内)	(一律) 10万円 (市内)	その他 H33.3.31	

- ※1 がけ地近接等危険住宅移転事業(がけ近)の申請期限は平成30年度末となっておりますので、お早めにご相談ください。
 また、次の場合は、対象になりませんのでご注意ください。
 ① 高田地区・今泉地区土地区画整理事業区域内からの移転 ② 交付決定前に建築契約・土地売買契約を締結していた場合
 ③ 災害公営住宅や民間賃貸住宅(みなし仮設を除く)入居後に住宅再建を行う場合
- ※2 延長される場合があります。
 ※3 H33.12.31までに引渡しを受けた住宅が対象です。引渡し後1年以内に申請してください。
 また、消費税が10%になった場合の補助額は、最大149.6万円になります。
 ※4 移転元地にある残存物の撤去費等に対する補助を含みます。

問い合わせ先 復興局被災者支援室(内線435、436)

復興News 陸前高田

<第53号>
 平成31年1月発行
 陸前高田市復興局

ニュース① 東日本大震災で被災された皆様へ
 <<住宅再建に係る市独自補助金の申請期限を延長しました>>

東日本大震災で被災された方が、陸前高田市内において住宅再建する場合の市独自補助金について、平成30年度末としていた申請期限を下記のとおり延長したのでお知らせします。
 なお、国や県の補助金を含めた住宅再建支援制度の一覧については、3ページをご覧ください。

申請期限を延長した市独自補助金

補助金名	補助金の概要	補助金額	申請期限	担当課
住宅再建敷地造成支援 事業補助金	自力再建する場合の敷地 造成工事費の一部を補助	上限額 50 万円	H33.3.31	被災者支援室
住宅再建等水道工事費 補助金	自力再建する場合の水道 工事費の一部を補助	上限額 200 万円	H33.3.31	被災者支援室
土地区画整理事業施行 区域等住宅債務支援事業 補助金	土地区画整理事業による 再建や自力再建する場合 の住宅ローン(建物分)の 利子額を補助	上限額 250 万円	H33.3.31	被災者支援室
土地区画整理事業施行 区域等住宅移転支援事業 補助金	再建した住宅へ移転する 際の費用として補助(防集 やがけ近での再建を除く)	一律 10 万円	H33.3.31	被災者支援室
新エネルギー設備導入 促進事業(太陽光等)	太陽光発電システム設置 費等の一部を補助	上限額 10 万円 (商品券)	H32.3.31 ※1	地域福祉課
住宅再建道路工事支援 事業補助金	自力再建する場合の道路 工事費の一部を補助	上限額 300 万円	H33.3.31	建設課
浄化槽設置整備事業 補助金	浄化槽設置費の一部を補助	規模に応じて 53.2~88.8 万円	H33.3.31	都市計画課
住宅再建等排水設備設置 工事支援金	下水道接続工事費に対する 支援	一律 4 万円	H33.3.31	都市計画課
住まいるリフォーム支援 事業助成金	修繕・補修等の工事費の 一部を助成 ※2	上限額 30 万円 (商品券)	H33.3.31	建設課
被災関連定住支援事業費 補助金	被災関連の定住に係る補助 ※3	上限額 100 万円	H33.3.31	企画政策課
地域材利用促進事業費 補助金	気仙地域の木材を使用した 場合に補助 ※4	上限額 50 万円	H32.3.31 ※1	農林課

- ※1 更に延長になる場合があります。
 ※2 補修工事など住宅の機能維持や機能向上のための工事で、自己負担額が50万円以上のものが対象。
 ※3 東日本大震災の発災時に市外で居住し、かつ、市内に所有していた住宅を震災により滅失した者が、市内に定住するための住宅を取得する場合の経費に対して補助するもの。
 ※4 気仙地域(陸前高田市・大船渡市・住田町)の木材を5㎡以上使用して、延床面積50㎡以上の木造住宅、店舗及び事務所を新築又は増改築する場合、使用した量に応じて補助するもの。

問い合わせ先 復興局被災者支援室(内線435、436)

ニュース② 市内で被災し今後住宅再建を考えている皆様へ
 ≪防災集団移転促進事業による住宅団地の空き区画への移転者を募集しています≫

防災集団移転促進事業により整備した住宅団地内に空き区画が生じたことから、新たに移転者を募集します。

防災集団移転促進事業の概要

防災集団移転促進事業は、東日本大震災時（平成23年3月11日）に陸前高田市内において被害を受けた世帯の集団移転を促進するために、安全な場所に住宅再建ができるように支援する制度です。市が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸します。なお、移転される方は、被災した移転元地に居住できなくなりますのでご注意ください。

募集する区画の概要

地区名	団地名	面積【㎡（坪）】	戸数	番号
高田	高台3	165㎡（約50坪）	3	①～④
		247㎡（約75坪）	1	
	高台5	165㎡（約50坪）	1	⑤～⑩
		330㎡（約100坪）	5	
	高台6	330㎡（約100坪）	4	⑪～⑭
今泉	高台5	165㎡（約50坪）	2	⑮～⑳
		330㎡（約100坪）	4	
	高台6	330㎡（約100坪）	7	㉑～㉒
	高台7	330㎡（約100坪）	3	㉓～㉔
小友	只出	330㎡（約100坪）	1	㉕
広田	六ヶ浦	330㎡（約100坪）	1	㉖



申込みについて

1. 申込資格

次の条件をすべて満たす必要があります。
 ・市が設定した市内の移転促進区域内に、東日本大震災発生時に居住し、り災証明書の交付を受けている世帯

※ただし、次に掲げる世帯は申込みできません。

- ① 既に他団体において防災集団移転促進事業に参加している世帯
- ② かけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度を活用して住宅再建をしている世帯
- ③ 国の被災者生活再建支援金等（加算支援金など）を受けて住宅再建をしている世帯
- ④ 高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業で換地された土地を所有又は予定されている者

2. 申込方法

復興推進課で配付する申込書に必要事項を明記の上、復興推進課に提出してください。
 なお、応募できる区画は1世帯につき1か所限りです。

3. 申込期限 平成31年3月25日（月）まで
随時先着順で受付けます。

問い合わせ先 復興局復興推進課事業推進係（内線432、433）

募集する区画の位置図

